

鹿児島刑務所の建設過程とその設計者に関する研究

揚村 固・迫田 順一

(受理 昭和63年5月31日)

On the construction process of KAGOSHIMA PRISON, and the architect Keijirou Yamashita

Katamu AGEMURA, Junichi SAKODA

In the History of Japanese architecture, it's especially interesting that the period from the middle of 19th to the start of 20th century. An effort of learning European architectural engineering offered us entirely new direction. The main theme in the beginning was the technique of masonry, stone-worked and brick-worked architecture.

On the time we had obtained it, the world stream was going to attend to the Steel construction and the Reinforced concrete construction. Therefore, the history of mason worked architecture in Japan have had a end of short life of itself. And in these days, there are about (less than) 180 stone-worked architecture remains in this nation.

But in Kagoshima Prefecture, it was known that so many stone-worked constructions had been produced, five stone bridges and Shoko-shuseikan for example. Because of the existence of stone and stone mason, KAGOSHIMA PRISON was constructed in 1908. It was one of the most significant stone-worked architecture created in the last of this term and was unique prison made with stones.

We had give attention to this architecture as an important one to describe the history of modern architecture in Japan, and also in Kagoshima. But we have had not enough oppotunities to investigate that buildings because it was actually in use. March in 1986, KAGOSHIMA PRISON had moved to Yoshimatsu Chou. We had a time to research into this architecture until it would be destroyed.

This paper reports the process of construction and design method in §1 and in §2 the architect, Keijirou Yamashita whom we regard as a designer of KAGOSHIMA PRISON.

【はじめに】

明治41年竣工の鹿児島刑務所（写真1）は、その建設背景とともに国内唯一の石造刑務所建築として特筆すべきものであった。

江戸末期に始まる西欧技術導入の波は建築技術においても例外ではなかった。日本の近代建築は、当初有力諸藩の軍事技術導入を目的とした殖産興業政策によって始まり、のちには明治政府下の工部省・工部大学校を中心に行なわれることになる。

技術導入の初期における中心課題は、組積造建築技術導入を主としていた。薩摩藩の殖産興業政策のもと

で建設された現在の尚古集成館（機械工場・慶応元年・1865）（写真2）が、その最も古い実例のひとつであることはよく知られている。

しかしながら、世界有数の地震国であるわが国においては、組積造建築は間もなく鉄骨構造・鉄筋コンクリート構造にその主流の座を譲ることになる。日本の鉄筋コンクリート構造の本格的建築は明治四四年（1911）頃建設され、これを契機に組積造建築は急速に姿を消すことになる。なかでも石造建築は、材料の生産と加工技術の存在に大きく依存するため、現存する遺構が少な^{註1)}く日本の近代建築技術史上極めて特殊な存在となっている。



写真1 鹿児島刑務所



写真2 尚古集成館

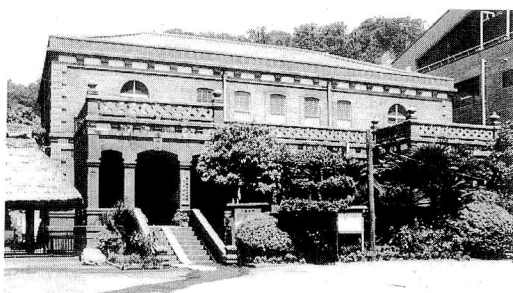


写真3 県立博物館考古資料館

このような中、鹿児島県では煉瓦造建築をほとんど認めず、既に挙げた尚古集成館（慶応元年・1865）をはじめ紡績工場（慶応三年・1868）、県立博物館考古資料館（明治一六年・1883）（写真3）、旧鹿児島郵便局（明治一九年・1886・現存せず）、鹿児島郵船（明治三八年・1905・現存せず）、ザビエル教会（明治四十年・1907・現存せず）（写真4）、鹿児島刑務所（明治四一年・1908・正門を除いて現存せず）、各地に残る倉庫群等、石造建築物が多く建設されたことが知られており、本県の近代建築技術史を述べる上で欠くことができない。

石造建築の成立には豊富な石材を産することと同時に加工技術の存在が不可欠である。慶長七年（1602）になる鶴丸城築城、天保の改革に伴う甲突川の改修と石橋群の架橋（写真5）・築港、鹿児島県に特有の麓集落における武家屋敷の石垣などがその存在の証左となる。

この研究の対象である鹿児島刑務所は、国内唯一の石造刑務所建築であり、規模が大きく石造建築技術史上の末尾を飾るものであった。しかし、特殊な施設であったため建築としては一般に知られておらず、調査も十分ではなかったが、昭和61年の移転・解体を契機



写真4 ザビエル教会

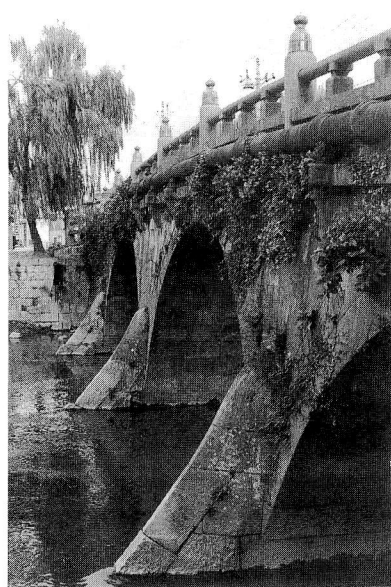


写真5 甲突五橋（西田橋）

として、建築物の調査研究に進展があった。

本報では、その成果をもとに、第1章で鹿児島刑務所の建設過程と設計手法を、第2章で設計者の特定について報告する。

第一章 鹿児島刑務所の建設過程と設計手法

【研究の経緯】

研究は昭和52年から断続的に行なってきた。昭和52年の調査は写真撮影と鹿児島刑務所所蔵図面の複写を中心としたものであり、建築物自体についての実質的な調査は不可能であった。昭和54年には、ようやく正門と事務所および舎房の一部を中心とした実測調査を許可されたが、現に使用されている施設であることが調査を困難なものとし、その成果²⁾の公表も保安上の理由により制限された^{注2)}。

昭和61年3月鹿児島刑務所の吉松町への移転が実施され、敷地と建造物が鹿児島市の所有となったのを機に、実測調査の許可を申請した。このとき既に、鹿児島市は建物の解体を決めており、調査は解体工事までの限られた日時についてのみ許可された。しかし、その後の交渉の過程で解体工事の期間を通じての立ち入り調査を認められることとなり、10月下旬までこれを継続することができた^{注3)}。

【沿革】

鹿児島刑務所の前身は、旧藩時代までさかのぼる。旧藩の牢は、鹿児島郡元村（現在の鹿児島市元町六十五番地）にあり、維新後明治十年（1877）まで続いたが、西南戦争で焼失した。

明治十一年二月（1878）鹿児島滑川尻（現鹿児島市小川町）に「鹿児島監獄署」を新築したが市街化と老朽化のため、明治三十年、県費により移転先を鹿児島郡伊敷村字永吉（現鹿児島市永吉町）に定めて敷地を購入し、同三三年（1900）盛土工事を行い、同三四年（1901）四月、五カ年計画で新築工事に着手した。途中日露戦争の為、工期延長となり、ようやく明治四一年（1908）三月竣工した。総工費292344円、工事に要した人員は延べ約78万人であった。

この研究が対象とするものは、このときに建設された建築物である。この建物は竣工以来、昭和六一年三月（1986）までの78年間にわたり、「鹿児島刑務所^{注4)}」として使用された。

建設の時点では、郊外に新しい環境を求めての移転であったが、鹿児島市の都市化の進展に伴い、再び周

囲は住宅地として市街化してきた。昭和四六年(1971)改築再建計画が検討されたおり、鹿児島市は当刑務所に対して移転を要望、昭和五十年鹿児島県始良郡吉永町が刑務所の誘致を申し出たことにより、同五十四年移転が決定した。

移転が完了するのは、昭和六一年三月末のことである。この時点をもって「鹿児島刑務所」としての建築物の歴史は幕を閉じることとなる。

【建設の背景】

1. 条約改正と国内問題

鹿児島刑務所建設の契機は幕末までさかのぼる。

「治外法権ヲ撤廃シテ条約国ノ国民ヲ我が法権ニ服サセルタメニハ、欧米式ノ法典ヲ定メ、刑獄ノ制度ヲ欧米風ニ改メナケレバナラナイ。故ニ刑法典ノ編纂、監獄制度ノ改善ハ、条約改正ノ必須条件デアッタ。」

瀧川政治郎は、その著「日本刑政史³⁾」の中でこのように述べている。独立した近代法治国家として、外国人を我が国の法律によって裁けないということは、屈辱的であつたに相違ない。不平等条約の改正には、欧米諸国と同等の文化的近代国家であることを示す必要があり、特に司法施設の速やかな改善は法治国家としての体面をたもつうえで重要な目標となった。

国内問題も、その基礎的条件をつくっていた。明治六年(1873)には、懲役刑が全国的に採用されたことにより、収容者数が増大し、加えて同十年の内戦による国事犯の収容は、府県の地方監獄に過大な負担を強いたからである⁴⁾。

2. 監獄改築論の指導者達

監獄改築の世論形成には、監獄改築を説く理論的指導者と、技術的指導者の登場が必要である。

小原重哉と小河滋次郎が、明治初年から三十年代にかけての理論的指導者であつたことは、すでに指摘されている⁴⁾⁵⁾。

ここでは、監獄改築、特に鹿児島刑務所に関して重要であると思われる点について述べる。

i) 小原重哉の監獄則と監獄図式

明治五年(1872)の「監獄則並びに同図式」は、明治初年までの監獄改善に関する論議を集約的に理解するうえで重要なものである。

明治三年(1870)、囚獄権正・小原重哉は監獄制度視察のためイギリスの植民地である香港・シンガポールに派遣され、この時の体験をもとに「監獄則および監獄図式」を立案し、明治五年(1872)布告第三百七

十八号として各府県に配布する。

その緒言には、

「獄トハ何ソ罪人ヲ禁鎖シテ之ヲ懲戒セシムル所以ナリ」、「獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ人ヲ残虐スル者ニ非ス人ヲ懲戒スル所以ニシテ人ヲ痛苦スル者ニ非ス」とあり、監獄則立案の基本理念を表明している。

構成は、七綱領からなり、「興造」を第一章とし、全十二条にわたり、敷地の選定・規模・未決監・已決監・浴場・運動場・病監にいたる建築法について細かく述べたものである。

この中で、監獄の構造に触れ、「凡監獄ヲ構造スルニ・・・中略・・・大小ノ別アリト雖モ皆石造ニスベシ」とあり、石材調達困難のときは「煉火石ヲ代用ス」としていることは、鹿児島刑務所の建設につながる重要な事項である。

全国の監獄の近代化を目標としたこの監獄則は、中央・地方の財政上の理由により、その実施が中止される。

しかし、明治七年(1874)鍛冶橋監獄、明治八年(1875)北海道監獄、明治十一年(1878)熊本懲治監・松江監獄署、明治十四年(1881)青森監獄署、明治十二年(1877)東京・宮城の両集治監などの改築は、石造でこそなかったが、この「監獄則」に準拠して行われ、その理念は後世まで継承されてゆくことになる。

しかし、地方監獄の改築は、財政上の問題で、ほとんどが木造であった。また、東京・宮城(明治十二年・1879)の集治監などは、中央監獄設置の構想に基づく、初の集治監であったが、ベルギーのルーヴェン中央監獄を手本として、二人の警視補が設計したと言われており、建築専門の技師による設計は後に待つ必要があった。

明治二一年(1888)改築となる東京集治監は、例外的に煉瓦および石材を使用した本格的なものである。放射状の形態をもって、わが国建築界の一大異彩とされ、明治二六年(1893)のシカゴ万国博覧会にその模型を出品し、「最もよく設計造営したる建物」として賞を獲得し、国際的評価を受けることになる。

この間、明治十四年(1881)、同二二年(1889)に監獄則を改正し、本格的監獄改良時代へ向けての環境が整えられていった。

明治二四年(1891)内務省技師妻木頼黄と、その翌年警視庁入りする山下啓次郎の設計・監督によって、警視庁監獄巢鴨支署(以下巢鴨監獄と記す)が起工され、同二八年(1895)完成する。この建物は、明治二

十年代初頭までの理論を実践した模範的監獄建築として評価されている。

ii) 小河滋次郎^{注5)}

明治二十一年(1884)大日本監獄協会の設立、同二十二年(1890)ゼーバッハの招請、同二十四年司法大臣清浦奎吾による監獄貴国費支弁を求める意見書の貴衆両議院への提出等で監獄改良事業に対する動きの隆盛ぶりがうかがえる。

明治二十年代から三十年代にかけての理論的指導者が、法学博士小河滋次郎である。

小河は、明治二十七年(1894)「監獄学」、同二十八年(1895)には「監獄構造法要論」を著し、欧州における分房制の理想をもとに、建築構造の細部にわたる在り方を説く。

神奈川県典獄であった明治二十八年(1895)三月パリで開催された第五回万国監獄会議(国際刑務会議)に我が国から初めて出席、その足で欧州監獄事情を視察、同三十年(1897)帰国後、明治三十一年監獄局獄務課長となり、実務家として最も強い影響力をもった。

帰国の年、小河は地方官会議の出席者を前に、帝国ホテルで「獄制論一斑」と題する講演⁶⁾を行っている。この講演は、明治三四年にスタートする第一期監獄改築計画をはじめとする監獄建築設計の基本的指針となった。

この中で、監獄則の理念を引き継ぎながら

- 改・新築の必要性
- 一定の構造基準を定めること。
- 巢鴨・東京集治監を批判して分房制を主張
- 工事の直営化
- 煉瓦造建築にすべきこと
- 敷地を広く求めること
- 官舎を同時に建設すること

などを述べている。

iii) 監獄建築の技術的指導者たち

この時期は建築界における監獄建築についての関心も高く、下田菊太郎の「監獄建築改良案」⁷⁾と題する評論をはじめ、妻木頼黄の「巢鴨監獄新築説明書」⁸⁾および「同図」、山下啓次郎の「獄舎改良の策如何」⁹⁾、「欧米監獄建築視察談」¹⁰⁾など明治末年までに約15編の記事が「建築雑誌」¹¹⁾に掲載されている。妻木・山下はまた大日本監獄協会の総会等において、「監獄建築に就きて」¹²⁾、「欧米獄舎建築談」¹³⁾などを講演し、監獄行政の現場との連携を推察することができる。

明治二五年(1892)警視庁入りする山下啓次郎は、

直ちに妻木頼黄のもとで巢鴨監獄の工事に携わり、日本の監獄建築建設の第一線に立つことになる。専門建築技師を望んでいた監獄協会は、その雑誌で山下の着任を報じており、期待の強さをうかがわせる。

山下は前掲文献⁹⁾において、小河の基本理念を踏みながら、技術者の立場から現実的方法論を展開する。

監獄改築について、

- 各所バラバラの方法でなく一定の方法に従って行う必要がある
- 舎房の構造は通路をはさんだ復房
- 平面形式はT字型、扇型、十字型
- 建設費を考慮し、煉瓦造または木造の塗り家とする
- 通風暖房に注意すべし
- 夜間分房制が良いと思う
- 収容者の建設作業への使役と、その場合の処遇の改善

等を主張している。

この考えは、明治二九年(1896)監獄建築仮準則に結実する。

3. 第一期監獄改築計画

監獄改良の全般的実現には、財政上の問題があった。明治二十四年(1891)から九回にわたり、監獄費国庫支弁法案が上程され、明治三二年(1899)ようやく成立、内務省は大蔵省との間で、監獄費標準予算の了解を得て、第一期監獄改築計画を立案した。監獄事務が司法省に移管される明治三三年(1900)、司法省はこの計画を受け、明治三四年(1901)を初年度とする予算が認められる。鹿児島刑務所は、この「第一期監獄計画」によって建設されることになる。

第一期監獄改築計画は、東京鍛冶橋・千葉・奈良・石川・長崎・鹿児島の大監獄の改・新築計画であった。計画は、表-1の通り、明治三四年(1901)を初年度とする五～六ヶ年継続事業とし、司法省直営工事として直ちに着工された。これらは後に五大(盟)監獄と

表-1 第一期監獄改築計画

監獄署名	工 費	継続年度	建築洋式
鍛冶橋監獄署	150,000円	二ヶ年	木 造*
千葉縣監獄署	301,056円	五ヶ年	煉瓦造
長崎縣監獄署	300,000円	五ヶ年	石 造**
鹿児島縣監獄署	221,322円	五ヶ年	石 造
石川縣監獄署	150,000円	五ヶ年	木 造
奈良縣監獄署	300,000円	六ヶ年	煉瓦造

*臨時建築であった。 *実際は煉瓦造である。

呼ばれることになる。

図-1に、鍛冶橋・石川を除く4監獄の平面図を示す。基本的に、放射状舎房配置を採り、最も規模の大きい、千葉監獄だけが、これを二つ合わせた形状を持つ。放射状舎房の基部に、庁舎を建設して監視所を置き監理の便を考慮した配置となっている。鍛冶橋と石川は木造であるが、千葉・奈良・長崎は煉瓦造、鹿児島だけが石造となった。

4. 選定の理由

しかしながら、鹿児島監獄が、他とならんで第一期計画に選定された理由については必ずしも明らかではない。朝倉京一はその著書⁴⁾のなかで、奈良県知事からの監獄費国庫支弁の要請にふれて、「他県からも同様の要請があったであろう」としているが、鹿児島県の記述はない。

鹿児島選定の理由は二つ考えられる。第一は、諸外国への知名度である。

長崎はあえて言う必要もないほど国際的であり、同様に奈良は日本の古都としてよく知られ、石川は幕藩体制中最大規模の大藩で、金沢は三都につぐ大都市であり、千葉は首都東京のうけ皿として重要であったろう。

鹿児島も十分にその条件を満たしている。旧薩摩藩は、生麦事件に端を発する薩英戦争と、パリ万国博に単独で出展した薩摩国として、すでにその名を知られていたからである。

当初、条約改正を目標とした監獄改良問題は、その実績を世界に知らせる必要があり、良く知られている都市においてこれを行うことは、重要な意味があったと考えられるのである。

二つめは、明治政府の官僚構造である。

明治初年の鹿児島はある種の独立国の様相を呈していたといい、西南戦争後は、明治政府を支える重要な

県となっていた。明治も既に三十年とはいえ、政府官僚の要職(特に司法・警察など)には、元老・松方正義(総理)西郷従道(内相)をはじめとして、旧薩摩藩士が数多く、鹿児島監獄選定の大きな圧力になったと考えられる。

即ち、鹿児島県が明治政府内に持っていた政治的勢力と、国際的知名度による効果によって選定されたと結論づける。

【建築概要】

1. 概要

図-2は、昭和54年現在の鹿児島刑務所の配置図である。以下にそのおもな概要を記す。(表-2)

表-2 諸 元

所在地	鹿児島市永吉町13
敷地面積	57,365m ²
建築面積	11,864m ²
収容力	独居房 80 雑居房 118

建築名	建築面積m ²	床面積m ²	構 造
庁 舎	727.98	1246.71 (971.01)*	石造二階建 対束小屋組・瓦葺
舎 房	3209.49	2432.14	石造平屋建越屋付 対束小屋組・瓦葺
病 監	390.78	312.29	石造平屋建・瓦葺
炊 場	726.26	894.00	石造一部二階建 瓦葺 越屋根付
女囚監**	—	—	石造平屋建・瓦葺 越屋根付
拘置監	501.10	372.65	石造平屋建
正 門	—	—	石造二階建

* 改築前を示す

**のちに雑居房として使用されたが昭和59年新拘置所建設のため解体された

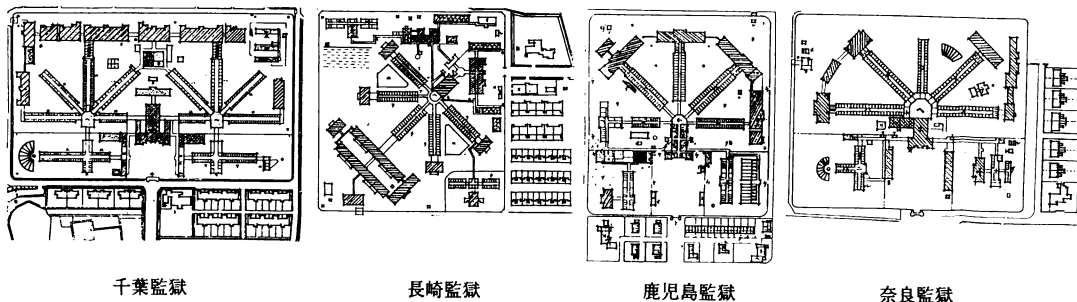
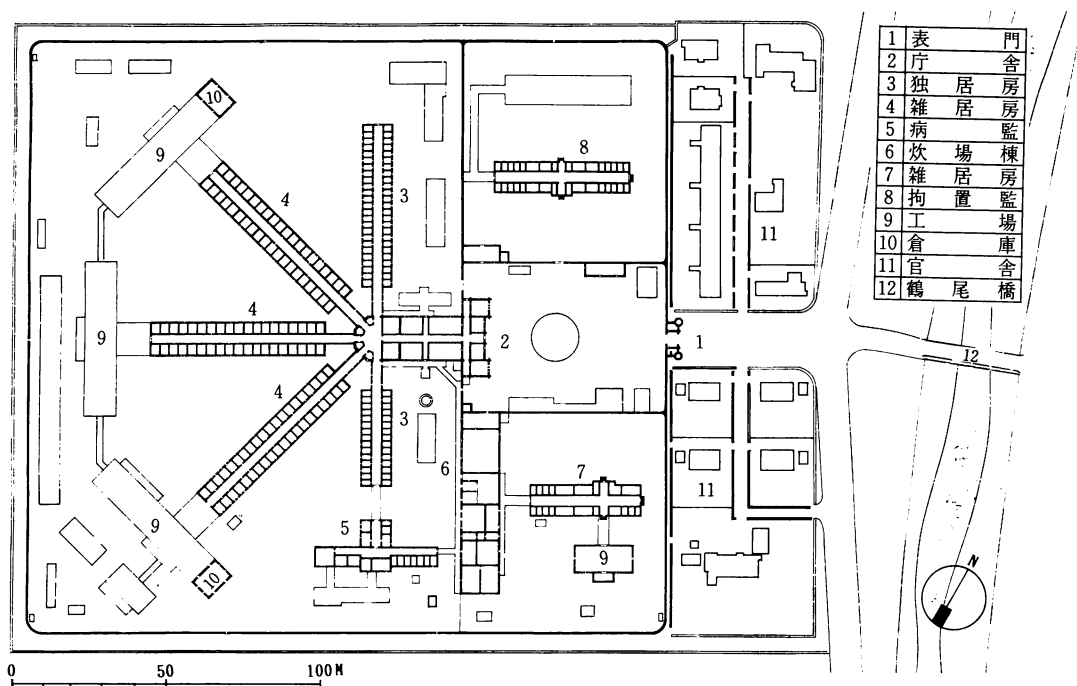


図-1 五大監獄配置図



図－2 配置図

2. 建設年次

建設は、明治三四年（1902）四月起工から、同四一年三月竣工までの七ケ年にわたるが、その構内建築物の建設年次については明らかでなかった。

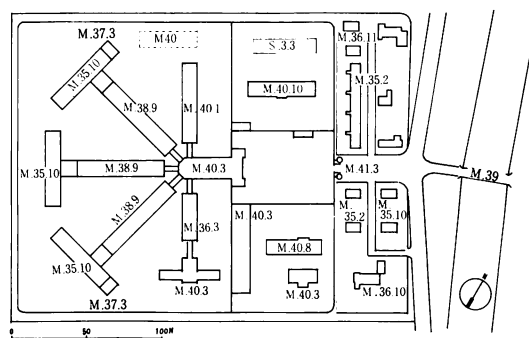
増満義孝氏^{注6)}の調査による資料をもとに、構内各建物の建築年次を図－3に示す。

これによると最も早く建設されるのは、官舎（明.35.2）（木造平屋建）と外堀（明.35.3）であり、次いで工場三棟（木造）が竣工する。石造建築のうち最も早いものが独居房南棟で明治三十六年三月である。

（後に述べるが、設計者と推定される山下啓次郎は、欧米視察から明治三五年四月に帰国しており、独居房南棟の竣工までには約一年の余裕があることがわかる。）

三十七年三月に倉庫（石造）2棟（この間日露戦争が勃発）、三十八年三月に雑居房三棟、四十年一月に独居房北棟、同三月庁舎、病監、炊場と工場（女囚）、八月に女囚監、十月に拘置監が竣工する。独居房南棟の建設から二年以上の歳月がかかっている。

明治三十九年（1907）一月発行の「監獄協会雑誌」第十九巻第一号巻頭の、「鹿児島監獄新築説明概要」に



図－3 建設年次

よると、竣工を明治四十年三月の見込みであるとし、「監獄配置全景」（写真6）と、「事務室表面」（写真7）の写真二枚が掲載されている。

これによると庁舎をはじめ4棟の舎房、炊場棟、工場等がほぼ建ち上がっているが、舎房のうち独居房北棟と拘置監、並びに正門（表門）はまだその姿を見せていない。記録によると、独居房北棟は明治四十年一月竣工となっており、庁舎の竣工四十年三月より2ヶ月早くなっている。不都合に思えるが、写真が明治三



写真6 「監獄配置全景」

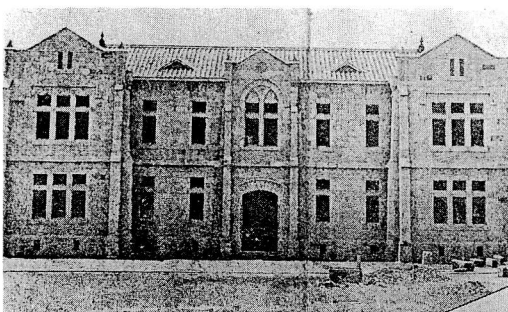


写真7 「事務室表面」

九年一月より早い時期に撮影されていることは明らかであることから、直ちに不合理とはいえない。写真撮影の時点では、庁舎の躯体は建ち上がっているものの、正面写真では窓枠が見られない。内装等に舎房より時間がかかり、完成に時間を要したと考えれば、この時点で姿のない独居房北棟が、庁舎竣工の二ヶ月前までに竣工すると考えるのは不可能でない。

図-3によると「表門」の竣工は、最もおそい明治四一年三月の竣工となっている。鹿児島監獄は竣工明治四一年三月と記録されており、「表門」竣工が、同時に鹿児島監獄の竣工を指し示すことと最後に建設されたという事に、門の意味論的重要性がうかがえて興味深い。

3. 配置計画と平面形式

鹿児島刑務所は、鹿児島市の中心を流れる甲突川に面した右岸にその敷地を定める。対岸は城下町の外縁部であり、敷地の周囲は当時水田で、人家はまばらであった。甲突川は刑務所と城下を隔てており、明治三十九年架橋の鶴尾橋が両岸を繋ぐ象徴的な橋となっている。

橋をわたると正面に威厳をたたえた正面が見える。正面の左右から敷地全体を囲む石塀（高さ4.5m）が

続き外界とを隔てる。正門前左右には木造官舎があり、緊急の事態に備えている。

左右に塔を備えた正門をはいると中庭の奥に庁舎の正面が見える。中庭をはさんで北側と南側は、拘留監と女囚監がそれぞれ囲壁に囲まれて配置されていた。

庁舎はT字型をしており正面が短い。正面の左右から、已決囚を収容する敷地を画するように左右に内堀が延びている。一般人は通常この中には入れない。

庁舎の長手奥は、5本の舎房を繋ぐ中央看守所となっている。文字通り、ここからは5本の舎房通路が一望に見わたせる。(図-4) 1829年(文政12)にペンシルバニア州フィラデルフィアの連邦東部監獄(図-5)で実現されたペンシルバニア・スタイル^{注7)}とよ

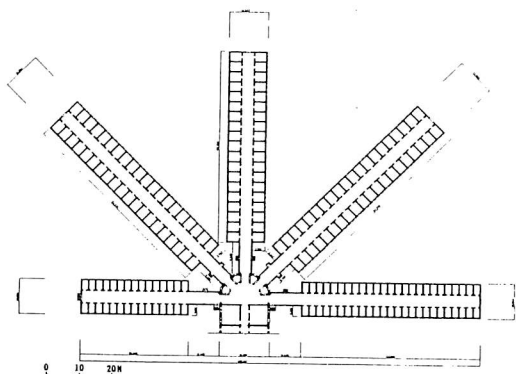


図-4 舎房配置平面図

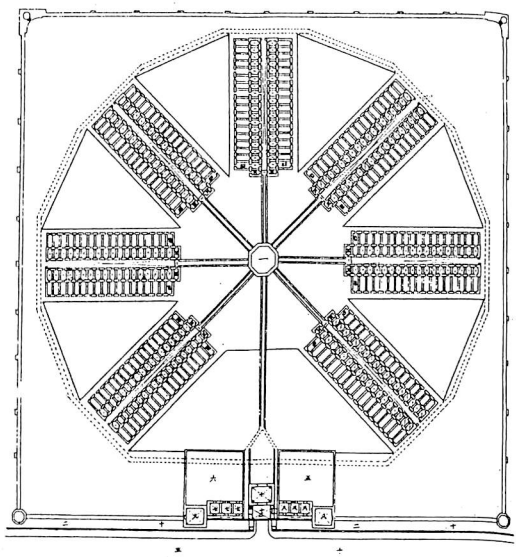


図-5 フィラデルフィア監獄平面図

ばれる平面形式を採用している。この方式は、既に日本でも取り入れられつつあった。鹿児島刑務所の設計に重要な役割を果たしたと考えられる山下啓次郎は、明治三四年（1901）の欧米渡航後、日本建築学会と監獄協会での講演で、この方式によるベルギーのサン・ジール監獄（図－6）を例として、「最もよく出来た

ものである」と紹介している。

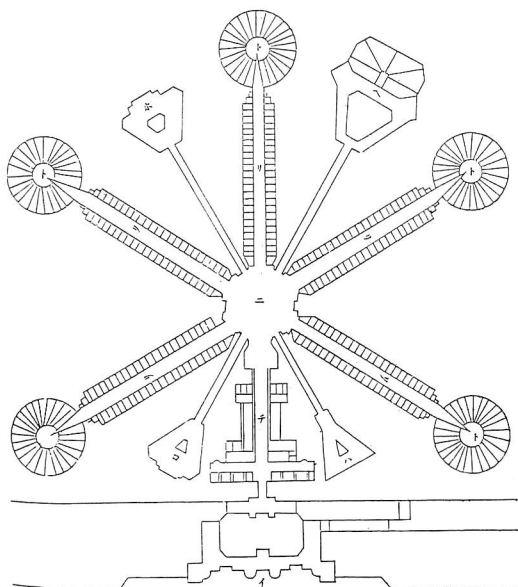
放射状に伸びた舎房3棟に続き、更衣所と工場が建設され、舎房から外に出ることなく行動できるよう合理的に配置されている。

5本の舎房にはさまれた庭は、当然三角型をなしており、ここで見る建物の景観は、パースペクティブの強調された特異な空間を形成している。（写真8）

4. 舎房

鹿児島刑務所の舎房は2種類ある。雑居房と独居房である。5棟の舎房のうち中央の3棟が雑居房で両翼の2棟が独居房である。（図－7・8）舎房自体の設計は、収容方式と最も関係が深い。

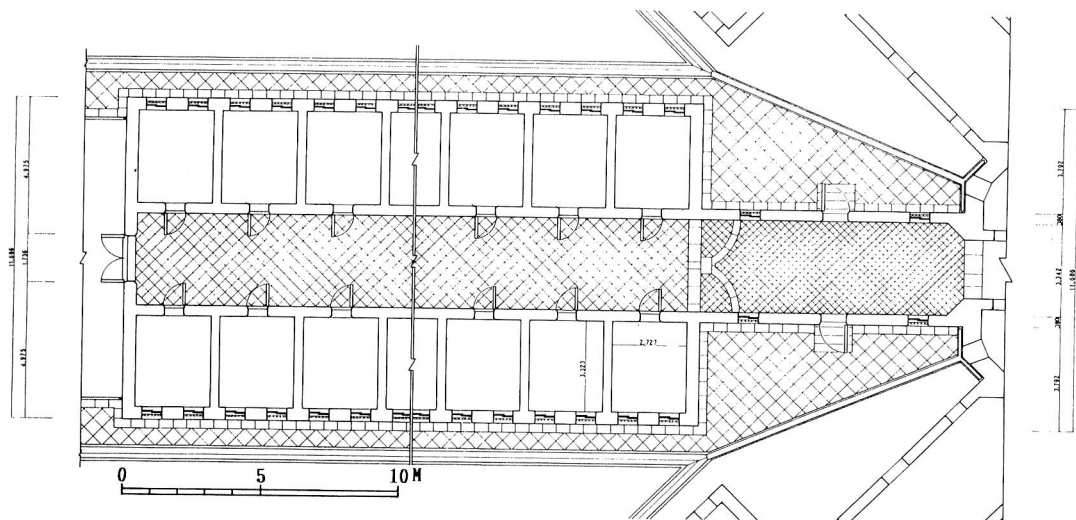
当時の議論のうち、大きな問題の一つが収容方式で



図－6 サン・ジール監獄平面図



写真8 中庭からの外観



図－7 雑居房実測平面図

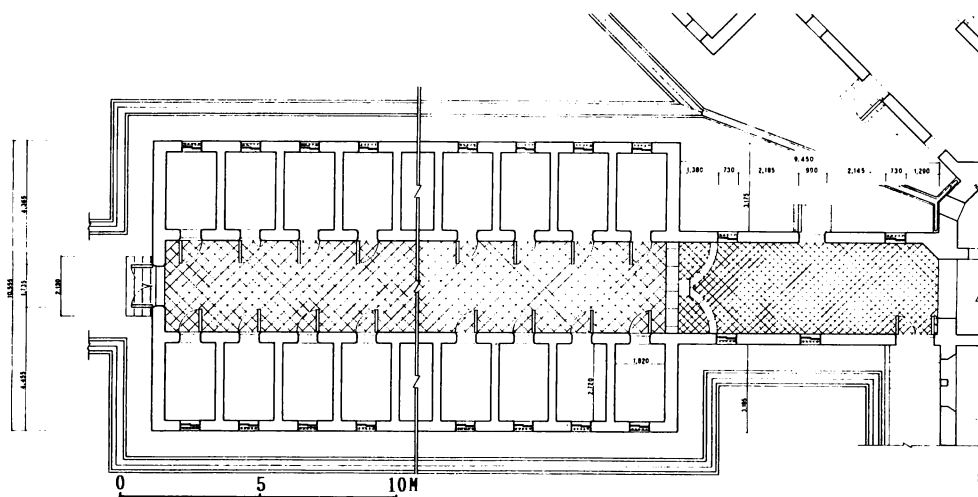


図-8 独居房実測平面図

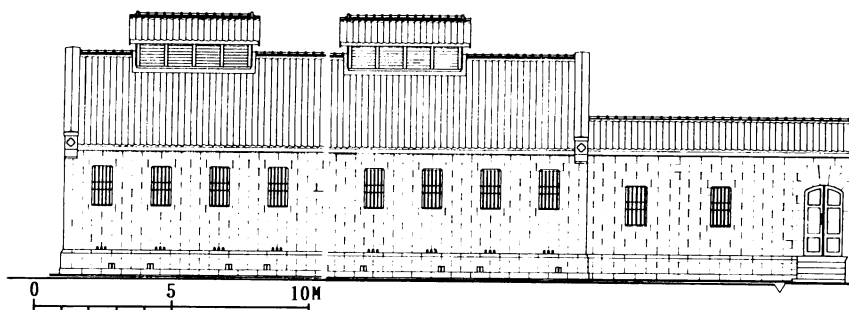


図-9 独居房実測立面図

もあった。収容方式は、概ね3種ある。完全分房制と、夜間分房制、雑居房制である。雑居房制については、旧来の牢と基本的に変わりなく、収容者にとってその弊害の大きいことが指摘され、雑居房制をとった巢鴨監獄などは、小河滋次郎に批判され⁶⁾、今後の方式としては好ましくないとされたが、経済的理由で、完全に無くなることはなかった。

完全分房制は、昼夜を問わず、収容者を一人で生活させるもので、他の収容者と会わせない方式である。これは、実際ヨーロッパで一時期実施されていたが、収容者に与える精神的苦痛が大きく、また管理上に多数の人員を要し、建設費もかかることにより、採用に

は至らなかった。

夜間分房制は、両者の中間的存在で、昼間は集団で作業等を行い、夜間にのみ個室で就寝するというものだが、管理は容易になるものの建設費についてはあまり減ずる事ができず、結局完全な夜間分房制の採用も果していない。(オーバルン方式⁷⁸⁾とも言い、山下などはこの方式が適当であると述べている。)

完全分房制と夜間分房制は、形態上は独居房となる。鹿児島刑務所においては、夜間分房制と雑居制を併用し、雑居房118室に対し独居房が80室設計されており、収容者の程度に応じた使い方をするように考えられ、建築費についても比較的低減することができた。

平面形式は、中央看守所から伸びる通路をはさみ舎房を並べて設置させる複房式である。大きさは、雑居房が幅2.7m奥行3.3m、独居房が幅1.8m奥行2.7m、天井高はどちらも3.3mである。巢鴨監獄は、大きさが2種類あり、幅3.3m奥行3.9mと幅2.4m奥行3.9m、天井高は4.8mである。いずれも、雑居房として使用し、鹿児島監獄よりひと廻り大きい。

舎房棟は、石造平屋・対束小屋組瓦葺きで、越屋根が付く。(図-9)妻側壁の上部には装飾的張り出しがあり、雨樋の両端を埋め込むように処理してある。内外壁ともに施工精度がよく、肉眼では表面の狂いが認識できなかった。通路床は33cm角、厚さ18cm内外の石を斜め格子状に敷く。50m以上の通路両端において

敷石の目地の位置はほとんど狂いがなく、精度の高さを示していた。

構造(図-10)は、内外壁ともに石壁で、天井は12cmの角材を12cm間隔に並べ板を打ち、床は同様の間隔で12cm内外の丸太の上に板を目鋸でとめる。(写真9)外壁には室内床上30cmに導くように3つの換気口を斜めにあけ、通路側扉上にあけた2つの換気口から通路内に出し、上部越屋根のルーバーの開閉によってこれを戸外に排出するように設計してある。ルーバーは通路側壁に埋め込まれた開閉装置(写真10)により開閉した。床下にあたる外壁の部分には、便槽の取り出し口(写真11)があり、室内を通らずにこれを処理するように工夫されている。洗面器は花崗岩でつくり

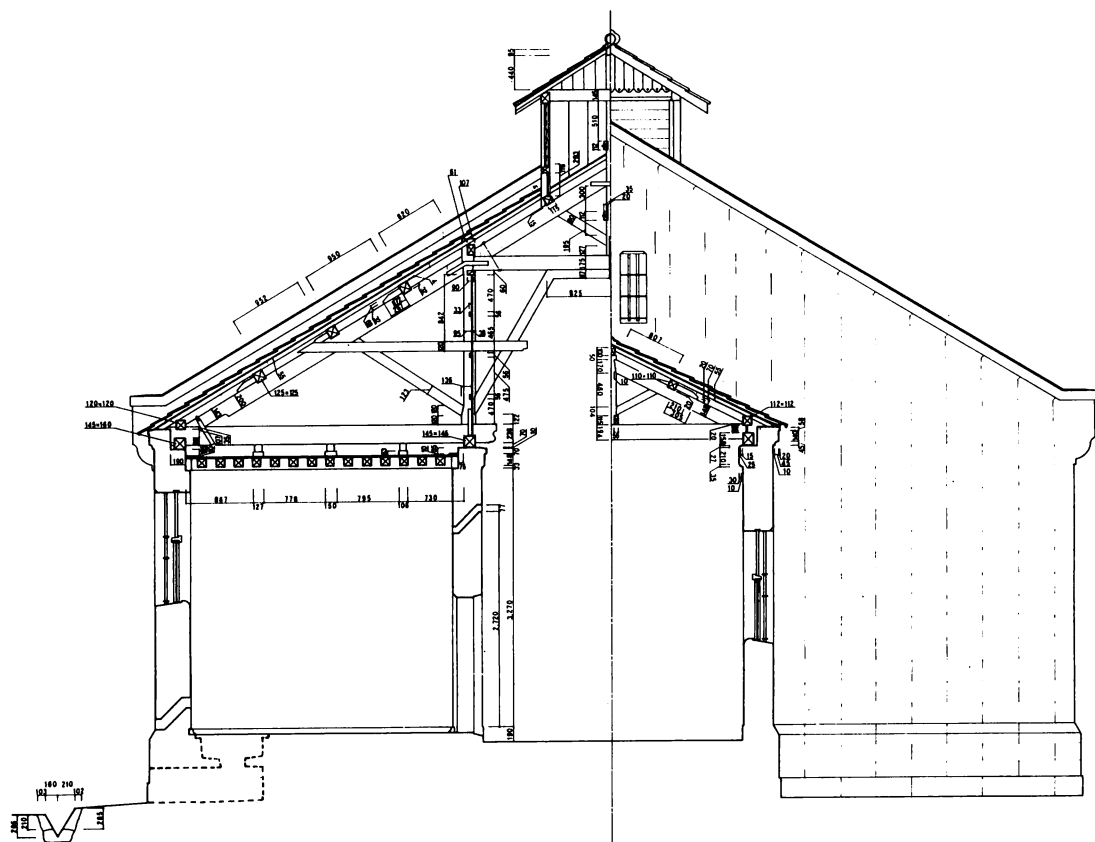


図-10 舎房実測断面図

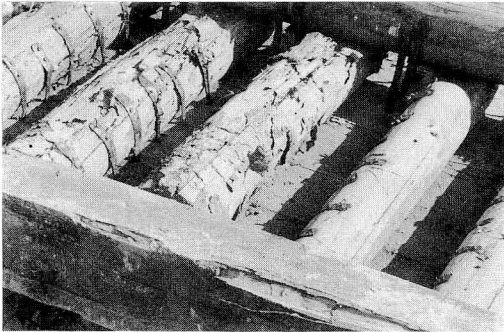


写真9 目録

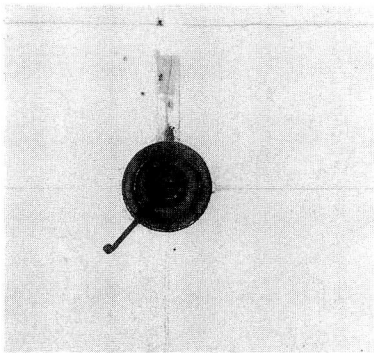


写真10 開閉装置

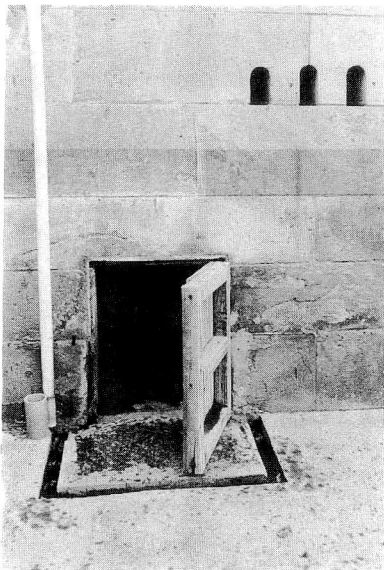


写真11 便槽取り出し口

室の隅に埋め込んである。

内壁は白漆喰仕上げで、巾木は断面と入り隅が曲面に仕上げられてあり（サニタリー・コーナー）、文献10)にあるパリのフレンヌ監獄の室内図の説明と符合する。

5. 庁舎

庁舎は石造2階建てで木造洋小屋組瓦葺きである。

1階には事務関係諸室があり、2階には所長室・会議室等と講堂（以前は教誨堂）がある。（図-11, 12, 13）

この建物は、事務部門と、刑務部門とにまたがっており、残された図面（図-14）と写真によると建設当初は、中央看守所2階の教誨堂と、正面2階部分はそれぞれ別に建ち上げており、連続していない。前掲写真6によれば、中央看守所上の教誨堂が塔のように見え特異な景観を呈している。その後2階の不連続部を、木造モルタル造で連結するように増築しており、当初の姿を失っていたが昭和60年12月の失火により、この部分の屋根と壁は崩れ落ち、従前の姿を再現した。

（図-15, 16）

第一期監獄改築計画で、同時に建設される千葉刑務所の庁舎正面の立面図（図-17）と写真12を示す。全体の構成はよく似かよっているが、千葉は左右2室分長い。千葉・奈良（写真13）・長崎（写真14）は、尖り屋根の扱いに違いがある程度でデザインの基調は同じである。鹿児島はこれらとは違い質実な表現であり石の建物にふさわしい。（写真15）

堀勇良氏は、「刑務所建築は、その施設の特異性の故に高い壁塀によって圍繞されることになるので、建物としての表現は、外圍塀に穿たれた正門と、正門から窺われる庁舎にそのデザインが集中される¹⁴⁾。」と述べている。

庁舎のデザインは、鹿児島刑務所が石造りであることからか、バットレス、ピナクル、トレサリー、ポインテッドアーチなどゴシック建築に用いられる細部意匠が多用され、本格的建築教育を受けた人物の設計を示唆する。

刑務所建築の用は、罪人を収容して懲戒し、人間として社会に送り返すことにあり、そのためだけを考えれば、庁舎や門などのデザインは二の次と考えられておかしくない。

しかしながらこの種の建築の表現は、外界に対しては相当の威厳を保つ必要もあり、一般の目に触れることは多くないこともあってか、ひかえ目ながらかなり自由な様式主義的表現ができたものであろう。

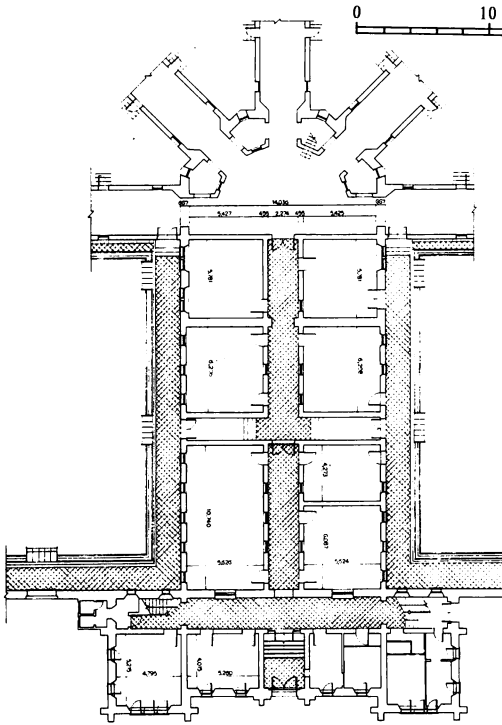


図-11 庁舎1階平面図

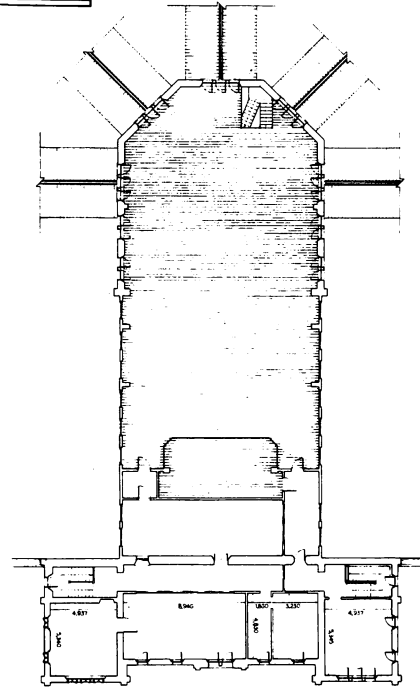


図-12 庁舎2階平面図

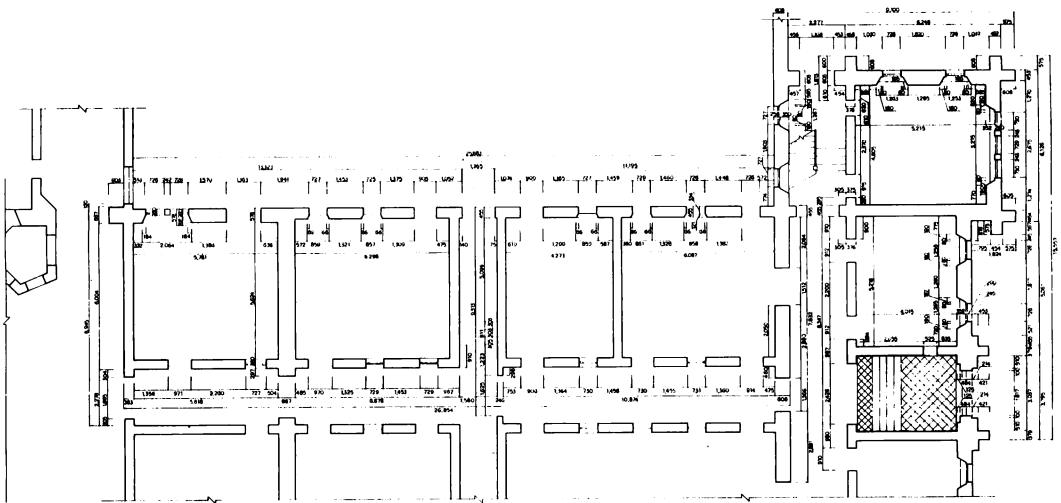


図-13 庁舎平面実測図（部分）

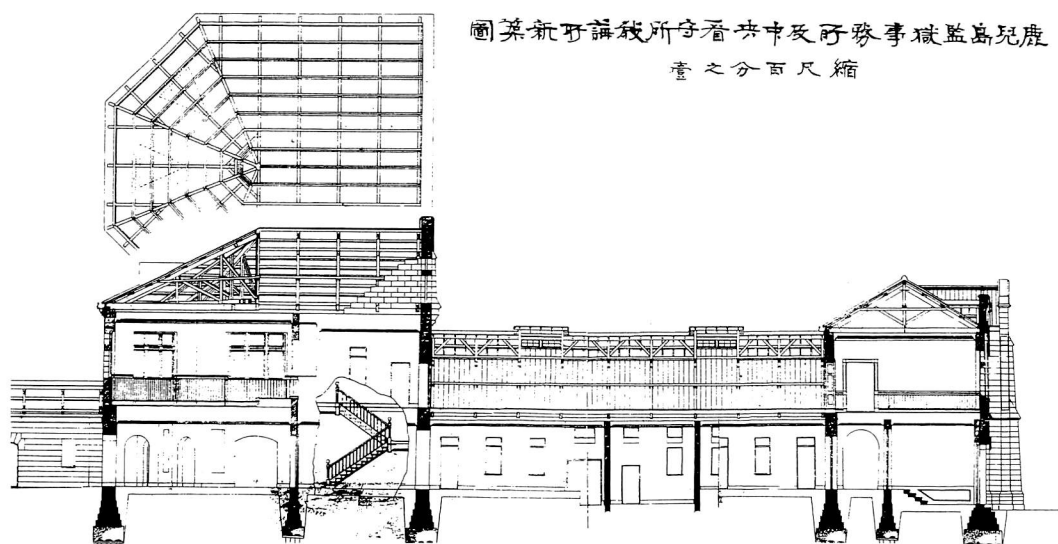


图-14 庁舎断面図 (鹿児島刑務所蔵)

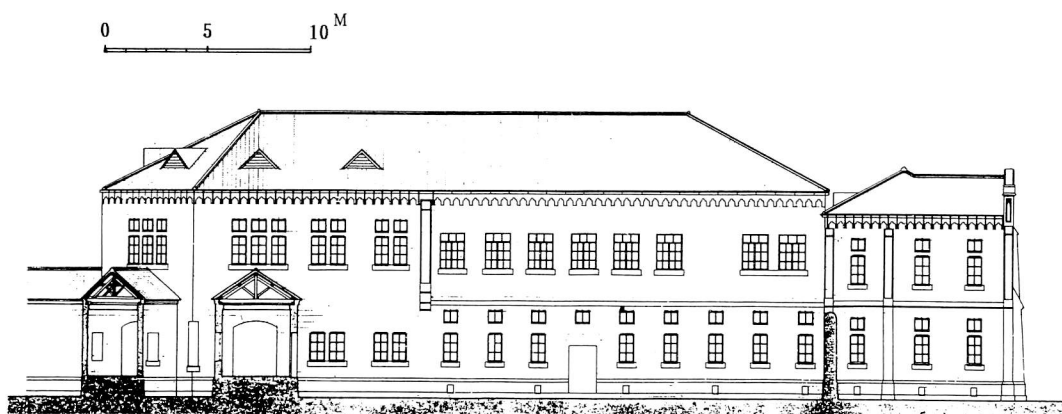


图-15 庁舎南側立面図 (実測図)



图-17 千葉刑務所庁舎立面図



写真12 千葉刑務所庁舎

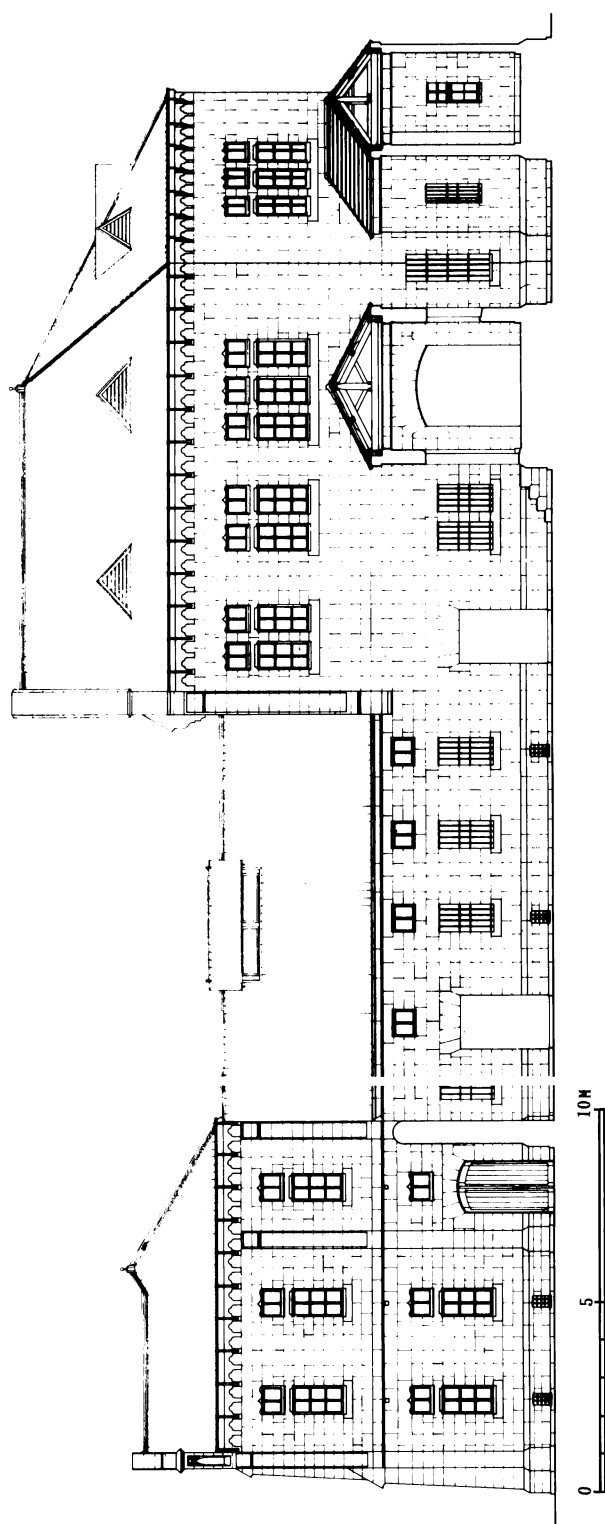


図-16 庁舎北立面図（復元図）

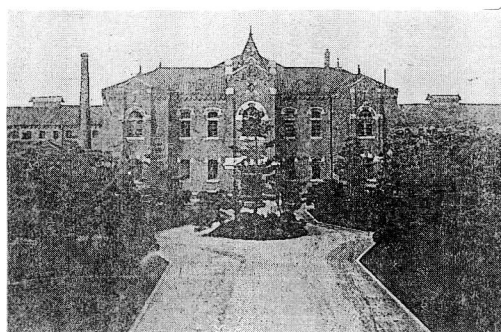


写真13 奈良刑務所庁舎

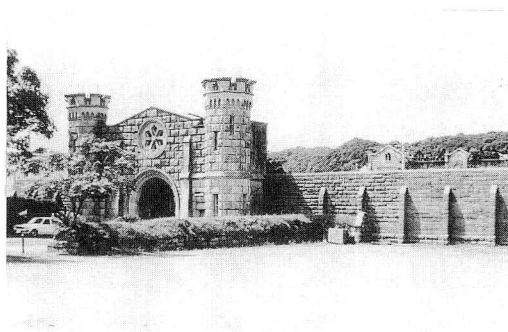


写真16 鹿児島刑務所正門



写真14 長崎刑務所庁舎

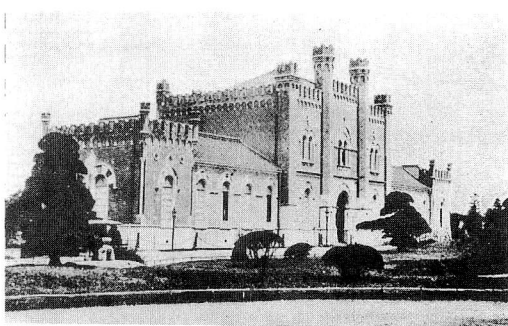


写真17 遊就館

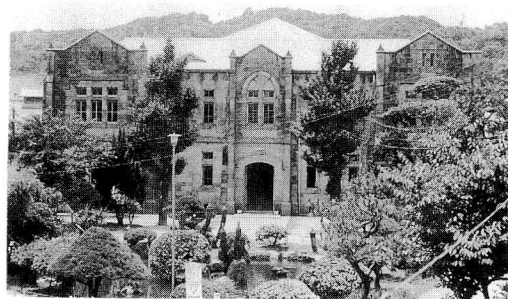


写真15 鹿児島刑務所庁舎

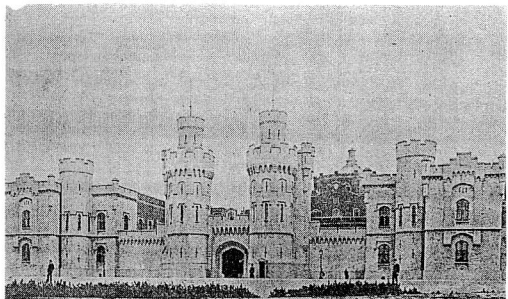


写真18 サンジール監獄正門

6. 正門（表門）

鹿児島刑務所の建築としての表現の真骨頂が2階建ての正門にあらわれている。(写真16) (図-28)

頭がわずかに尖り、深いモールディングのほどこされたアーチを中心として、上にはゴシック風のバラ窓を配し、左右に八角形の塔を従えている。塔上は、パ

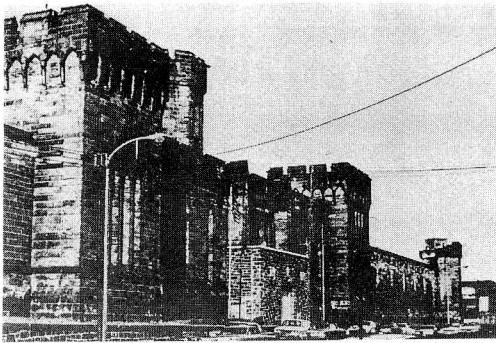


写真19 フィラデルフィア東部監獄正門

トルメントを設け、彫りの深いマチコレーションがこれを支え、中世の城郭的風情さえ感じさせる。左側の塔内には、勾配の強い螺旋階段があり、2階からは表裏二面のバラ窓を通して鶴尾橋と庁舎が望める。

表側壁面は、強いコブ出し仕上げで、日本にその類例を見ない。

全体の印象による類例を国内外に求めれば、国内では、遊就館（明治十四年）（写真17）、国外ではベルギーのサン・ジール監獄（写真18）、フィラデルフィア東部監獄の門（写真19）がこれに近い。遊就館は東京九段にあり、よく知られていたことは予想でき、国外の2監獄については、山下啓次郎が渡欧の際、ここを訪れたことを述べており、前者は「良くできている」とし、後者は、鹿児島刑務所の祖形とも言えるペンシルバニア・スタイルの発祥の地であることに、深い関係を感じざるを得ない。

7. 寸法体系と設計手法

この時代の建築が、どのような寸法を用いて設計されていたかは、大いに興味のあることである。

刑務所建築にかかわる資料には、メートル法、尺貫法、ヤード・ポンド法を示す言葉が散見し、言葉の上からは、どれとも断定しがたい。

寸法体系の推定には、実際の建物の寸法がどのような基準で決まったかを検討することが最も説得力がある。

このとき、考慮すべき問題は、設計が芯々法か、内法寸法によるものかに注意することである。

図-19は、昭和52年に入手した古図面のうち、拘置監の平面図である^{注9)}。これをみると全体の寸法設計は、内法寸法と芯々寸法の両方が書かれているが、前

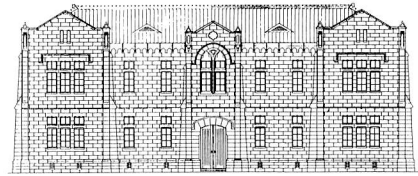


図-18 庁舎東立面図

圖之監置拘男

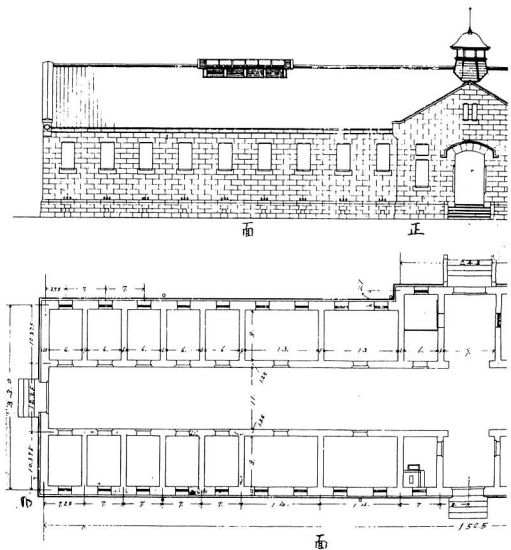


図-19 拘置監設計図

者の方が整然としており、内法寸法を重視していると予想できる。

ここでは、基本となる室の内法寸法と外壁材の寸法の実測値から、舎房についての設計原理を推定する。

1) 舎房の内法寸法は、前掲したように

独居房	幅員	1.82m	奥行	2.7m
雑居房	幅員	2.72m	奥行	3.3m

となっている。

これは、ほぼ尺貫法により設定された寸法と考えてよい。即ち、

独居房	幅員	6尺	奥行	9尺
雑居房	幅員	9尺	奥行	11尺

となり、図-19の数字は尺を表わすと言える。

2) 舎房の実測による壁材の寸法は3種である。これを厚さについてまとめると、

外壁	$455.0\text{mm}/303.03\text{mm}=1.50165\text{尺}$
内壁(通路側)	$380.0\text{mm}/303.03\text{mm}=1.25400\text{尺}$
隔壁(計算による)	$327.2\text{mm}/303.03\text{mm}=1.0798\text{尺}$

外壁は、誤差を考えるとほぼ1.5尺、内壁は仕上げの状態で測定したことを考えて1.25尺、隔壁は同様に約1尺と仮定する。

3) 一方、桁行きの外形寸法は、

i) 独居房舎の場合

北棟	$53,680\text{mm}/303.03\text{mm}=177.141\text{尺}$
南棟	$32,450\text{mm}/303.03\text{mm}=107.085\text{尺}$

ii) 雑居房舎の場合

北西棟・西南棟	$61,210\text{mm}/303.03\text{mm}=201.993\text{尺}$
中央棟	$58,210\text{mm}/303.03\text{mm}=192.093\text{尺}$

外形寸法は、 $0.14/177$ 以下の精度で、それぞれ、177尺、107尺、202尺、192尺と考えてよい。

4) 内法と壁厚の仮定値から、これを総合して計算すると

	外壁厚	隔壁厚	幅員
独居房1	$2 \times 1.5\text{尺} + 24 \times 1.0\text{尺} + 25 \times 6\text{尺}$		$=177$
独居房2	$2 \times 1.5 + 14 \times 1.0 + 15 \times 6$		$=107$
雑居房1	$2 \times 1.5 + 19 \times 1.0 + 20 \times 9$		$=202$
雑居房2	$2 \times 1.5 + 18 \times 1.0 + 19 \times 9$		$=192$

となり3)で求めた値と一致する。

即ち拘置監と同様、尺により内法寸法を基準に設計されたと考えてよい。(図-20)

5) 石材の高さは、 272mm で約9寸(0.8976)を基本としており舎房内部寸法から $0.9\text{尺} \times 12\text{段} \times 303.03 = 3272$ となり3mm以下の誤差ではほぼ一致する。(図-10参照)

即ち高さは0.9尺を基本に目地巾なしで設計していると考えられる。

以上から鹿児島刑務所舎房は、内法寸法を基本として尺を用いた設計であると断定できる。

8. 解体工事にみる施工法等

解体工事中に、新しい知見をいくつか得た。

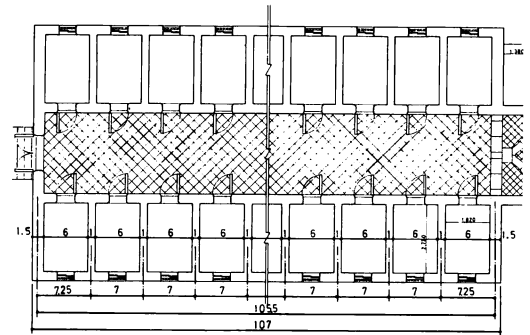


図-20 舎房平面設計概念図(数字は尺)

ここにまとめて報告しておく。

1) 施工

i) 「常備石工」の存在

工事は、司法省直営工事であり、その建設には「囚人をしてこれにあたらせ」とし、巷間伝えるところは、この建設が、すべて囚人によって行われたとするものであった。

しかし、工事の規模や、高度な石の加工技術を要するところから、全ての工事を囚人の技能と労働に依存することに疑問を表明する向きもあった。又、古老によると「表門」前の鶴尾橋建設(M.39)には、笠をかぶった囚人に混ざって一般の職工が存在したと伝えていたが、確証はなかった。

昭和61年解体の工事中、官舎の棟の下貼りに多数の工事関係書類を発見した^{注10)}。この中には明治三六年中の定備職人の半月ごとの給料請求書(図-21)がみられ、徳永直次郎以下、一六名におよぶ石工職の名を認めることができた。職名は「常備石工」となっており、囚人外の石工が、鹿児島監獄建設工事に雇用されたことが判明した。

これら書類の中には「囚人石工」という表現も見られ、石工の職能を持った囚人が多数存在したことも確認できる。

ii) 石材・セメント等

この資料には、建築材料の購入に関する書類も数多い。

鹿児島監獄建設に使用された石材は、すでに「鹿児島小野村」に産する石材であると伝えられ、小野町肥田の山中に「鹿児島監獄」と刻銘(M.38.5.3)された石碑を認め、「石山を買った」との伝承を裏付けていた。入手資料には石材の注文、入札に関するもの

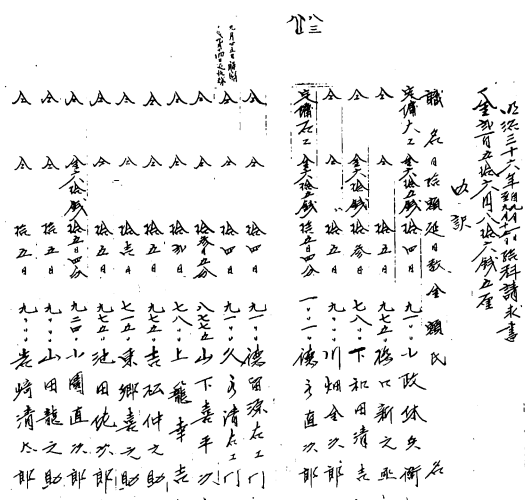


図-21 常備石工請求書

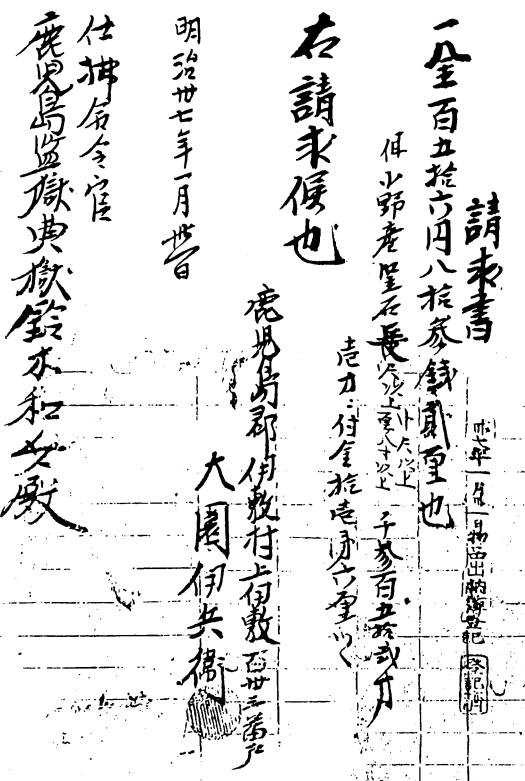


図-22 小野石請求書

があり（図-22）、いずれも小野産石材であることを明記しており、時により業者を通して購入した場合もあることを証明する。

その他、風化・安定性などの材料試験の後これに合格したものを購入する旨の詳細な注意書きの付いた300樽、12万ポンド（54432kg）に及ぶセメントの注文書の写し（図-23）や、他監獄との材料調達の相互協力を証明するに足る長崎監獄あての見積書（図-24）などもみられ、興味深い。

iii) 外壁の石材の上端に加工者と思われる人物名が、石1箇につき2名墨書してあるものを10例程確認した。

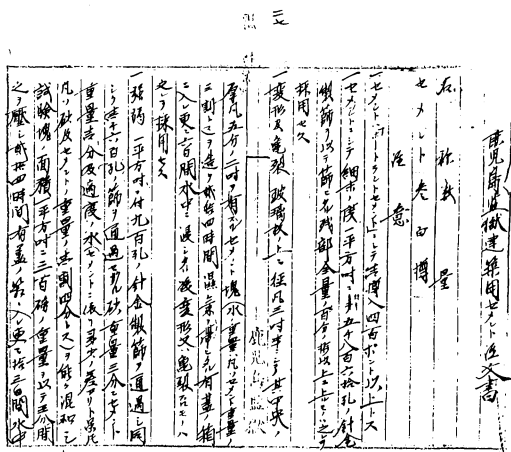


図-23 セメント注文書

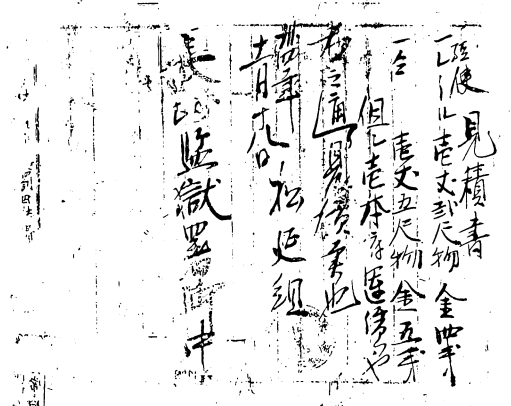


図-24 長崎監獄宛見積書

(写真20)しかし、入手した「常備石工」書類の中に同姓のものを一名しか確認できなかった。

2) 基礎

i) 舎房通路下には、厚さ約30cmに及ぶコンクリート(通路敷石のための地業と考えられる)が、一面に施されていた。(写真21)

ii) 庁舎の基礎では地業コンクリートベタ基礎(前掲と同様)の下に、^{いかだくい}筏杭を確認した。(写真22) 松と思える木材を隙間なく横に並べ、数本ずつをボルトで連結している。入手した図面上は、壁線下に布基礎と打ち込み杭を確認できるが、^{いかだくい}筏杭の表現はない。

庁舎が2階建てであり、この地がもともと低地の上に盛土をして建設したことから、慎重を期しての構法と考えられる。

iii) 石の床束

舎房と拘置監の床下には、石材の束を使用していることも判明した。湿地であったための予防策であろうと考えられる。



写真20 石材墨書

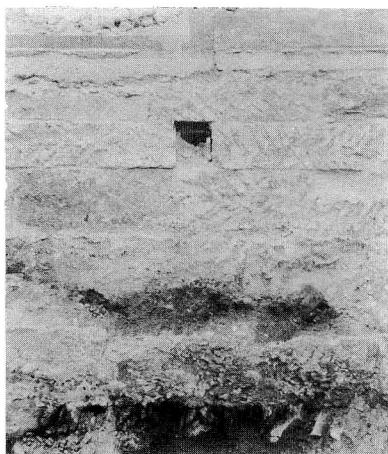


写真21 コンクリート地業



写真22 筏杭

第二章 司法技師・山下啓次郎

【研究の経緯】

昭和54年以前、鹿児島刑務所の設計者はフランス人あるいはドイツ人によるものではないかと考えられていた。その根拠は主として建築の細部意匠の検討によるもので、石造建築においては希少な様式主義建築の本格的ディテールを持っていることを論拠とするものであった。西欧の様式主義建築を学んだものでなければ不可能な、ゴシック建築に用いられるデザインが豊富に施されていたからである。しかし、当時はこれを裏付ける有力な資料がえられず、推定は漠然とした憶測の域を出なかった。

昭和54年の研究²⁾により、その設計者は司法省技師・山下啓次郎(写真23)を中心とする司法省営繕組



写真23 司法技師・山下啓次郎

織であると考えられ、山下については重要な関与が指摘された。

その主な根拠は、山下が早くから巢鴨監獄の建設に携わり、第一期監獄改築計画、特に奈良刑務所の建設に際し営繕課長の名で奈良県知事に宛てた手紙を資料(図-25)として、その計画推進と設計に重要な役割を果たしたと推定したからである。

これより先、三輪甫は雑誌「公共建築¹⁵⁾」のなかで山下について「当時各県からの委嘱により、千葉、鹿児島、奈良その他の監獄の設計にあたっている。」と述べると同時に、明治30年代以後の設計の変化について、「以後の明治末、大正および昭和初年代の庁舎は、司法省営繕課またはのちに会計課の名前で一括されており・・・中略・・・山下啓次郎以下当時のスタッフの連名になっている。このことは官庁営繕の設計体質変化を物語るものであろう。」として集団設計の成果を示唆している。

司法省営繕課という技術者集団のなかであって、山下本人が実際の設計にどのように関わっていたかは不明であった。

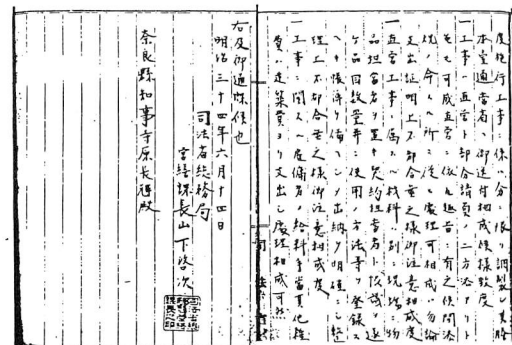
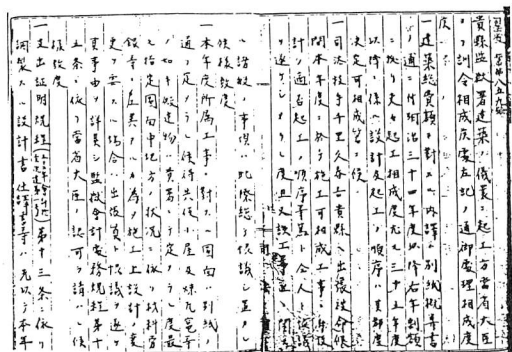


図-25 奈良県知事宛文書

ここでは、山下啓次郎の経歴に関する新しい資料をもとに、鹿児島刑務所との関わりを明らかにする。

【資料】

中心となる資料は、山下啓輔氏(山下啓次郎の次男)所有の「履歴控」である。(図-26)にその一部を示す。この記録は自筆のものであると伝えられ、明治25年8月より大正14年に至るまでの官歴・出張記録・叙勲等とともに俸給・賞与・設計料等の収入メモが記されており、昭和61年8月にその存在を確認したものである^(注11)。

表-3は、これを要約して整理したものである。

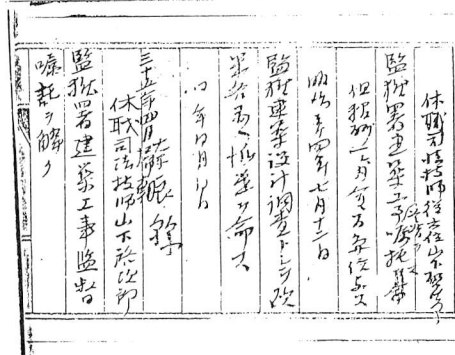
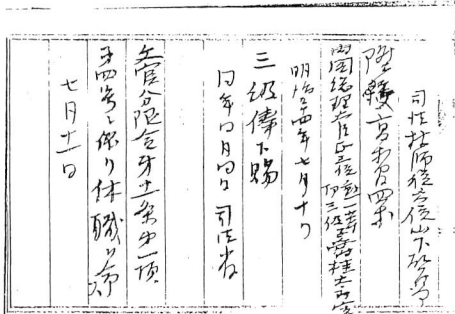
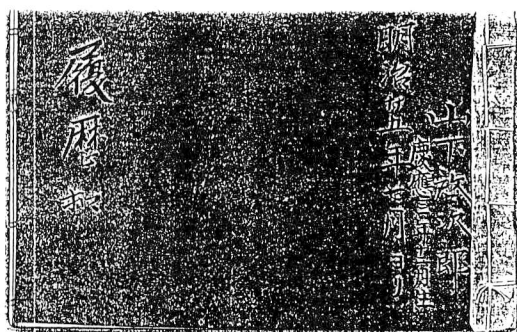


図-26 「履歴控」

表一3 山下啓次郎 履歴控 (要約)

官 歴	出張記録	設計報酬等	司法関係主要建築
M. 25 ●帝大造家学科卒 ●警視廳雇員	●静岡伊豆	○	M. 25
26 ●警視廳技師	●静岡・東鴨		26
27			27
28			28
29 ●警視廳及監獄署建築調査委員 ●警視廳舎移転選定委員	●香川	○東京中学校300, 銀杯	△司法省 (エンデ・ベックマン)
30 ●司法技師 (大臣官房会計課)		○埼玉熊谷監獄450 ○毛利邸75	△大審院 (エンデ・ベックマン)
31 ●内務技師兼任 (監獄局)			30
32			31
			32
33 ●免兼任 ●司法省総務局営繕課長	●浦和・横浜・越谷・台湾・鹿児島	○千葉監獄250	□監獄費国庫支弁法
34 ●依職 ●奈良県嘱託	●熊本・京都・小倉	○奈良監獄300	
35 ●欧米派遣	●大阪・宮城・千葉 ↓鹿児島・小倉	○鹿児島監獄450	△大阪控訴院Ⅰ (河合浩蔵)
	●名古屋・奈良・神戸・福岡・長崎	○香川監獄200	□監獄改築計画予算算成立
	●奈良・福井・石川・富山・新潟		■第一期監獄改築計画着工
	●秋田・青森・北海道・山形・千葉		
36 ●大臣官房営繕課長	●大阪・神戸・松山・宮崎・鹿児島		
37 ●東京大林区署総合設計監督	●長崎・福岡・佐賀・山口・岐阜	○赤十字社浦和417	
	●水戸・麻生・神戸・大津・大阪	○法曹会事務所20, 300	△神戸地裁 (河合浩蔵)
	↑京都・舞鶴・横浜		
38			
39 ●松江税務監査局設計嘱託 (大蔵)		○島津義学寄宿舎50	
40 ↓勲業模範場設計嘱託 (総督府)		○小笠原伯爵150	△千葉・長崎監獄
41 ●課長心得		○小笠原伯爵300 ○有栖川家別邸50	▲奈良・鹿児島監獄
42		↑○貴院修繕50○内閣修繕400 ○建築学会50	△熊本・金沢地裁
43			
44			
T. 1			T. 1
2	●大臣官房会計課長	○市来氏200 ○宮ノ原氏100	
3	●営繕工事監督嘱託	○長崎県庁1100○岡山県庁1000	
4	●内閣会計課臨時事務嘱託 (内閣)	○長崎県庁200 ○小笠原伯爵25, 50	
5		○島津男爵25同公爵25, 200銀茶器 ↓○川崎芳太郎200	
6	●国立感化院設計依託 ●議院建築調査委員	○川崎男爵100, 50銀靴 ○東京控訴院50○西男爵250	
7	●臨時議院建築局常務顧問	○大阪控訴院150 ○川崎芳太郎1500	△大阪控訴院Ⅱ (山下)
8	●東京区裁工事主任 ●議院建築意匠設計審査	↑○島津公爵3500	
9		○島津編組所1000○幸崎伯爵250 ○日本大学300	△東京区裁 (山下・後藤・久田)
10		↑○磯集成館1500○法制大学200	
11	●刑罰制度調査委員 ●司法資料調査委員	○法制大学500	
12		○法制大学500	△京都地裁
13		○法制大学500	△名古屋控訴院
14		○法制大学200○岩崎氏500 ○法曹会100	△宮城控訴院
S. 1	●建築委員会委員		△札幌控訴院
2			
3			
4			△豊多摩監獄 (横浜・後藤・久田)
5	●依頼免官 賞与6500円		
6	●2月6日没		△小菅刑務所 (浦原重夫)

(注: 数字は円・●と○は編年で記載・◎は文書後半にまとめて記載)

【出生】

山下啓次郎は、薩摩藩士山下房親の次男として慶応三年（1867）鹿児島郡西田村（現鹿児島市西田町）に生まれている。父は、戊辰戦役を経て東京警視廳の大警部を務め、西南戦争では政府軍の参謀として従軍して片足切断の重傷を負い、のちに鍛冶橋監獄の典獄を最後に明治三三年（1900）官歴をおえる¹⁶⁾。

啓次郎は、西南の役を目前にした明治九年（1876）、満十歳のとき母寿賀子とともに上京する。

【学歴】

上京ののち若松塾・三田英語学校を経て、明治十六年（1883）大学予備門に入学、同二二年（1889）第一高等学校工科を卒業と同時に東京帝国大学造家学科に入学、辰野金吾に師事し、明治二五年（1892）に卒業している¹⁷⁾¹⁸⁾。同期に伊藤忠太がいる。

【職歴】

「履歴控」によれば、明治二五年（1892）八月警視廳雇員となり、同日直ちに巢鴨監獄建築掛を命ぜられる。

山下が警視庁に職を求めた背景には、父房親の影響があったであろうことは、薩摩藩士の子弟教育と明治政府における力^{注12)}とを考えれば容易に推察できる。

官歴によると、翌二六年警視廳技師に任命され内務省において監獄建築事務委員を務め、明治三十年五月司法技師、翌三一年内務技師を兼任、明治三三年七月司法省営繕課長となり、明治三四年七月休職までその職にある。

【出張記録】

「履歴控」に記された出張記録は、明治三七年を最後にしてそれ以後の記載はない。ここで特徴的なのは、明治三二年から同三七年までの出張が極めて多いことである。

明治二五年から同三二年までの七年間には、静岡県（明25.9・明25.6）・巢鴨監獄（明26.6）・香川県（明30.3）を記すのみで、以後とは際立った対照をみせる。

山下は、明治二七年に日本建築学会で「獄舎改良の策如何」⁹⁾と題して講演し、すでに我が国の監獄建築に関する第一人者として認められつつあり、「獄舎建築」のあり方について、師辰野金吾や、横河民輔らの質問に答えている。

明治三二年から明治三四年休職までの二年間に、浦和地方裁判所（以下地裁と略す）・越ヶ谷区裁判所（明32.3）（以下区裁と略す）、横浜地裁（明32.5）、台湾総督府・鹿児島・熊本・京都各地裁・小倉区裁（明32.7）、大阪控訴院（明33.2）、宮城控訴院・千葉県（明33.8）、名古屋控訴院・奈良・神戸・福岡・長崎・愛知・鹿児島各県と各地裁・小倉区裁（明34.2）、福岡・山口地裁（明34.3）等へあわただしく出張している。

【欧米視察】

明治三四年六月十日には奈良県に出張し、同七月十一日司法省命により休職、翌日付けで奈良県から監獄工事監督を嘱託されると同時に、同県より監獄建築設計調査のため欧米派遣を命じられ渡欧している。（図-25）渡航先は、欧米八ヶ国、約三十の監獄を視察したと述べている。視察先のすべてについて明らかではないが、文献中の監獄名を挙げれば、以下の様になる。

セントステファアノ（イタリア）、フレンヌ（パリ・フランス）、メーゾン・セントラル（フランス）、ラ・サンテー（パリ・フランス）、ウォルムウッドスクラブ（イギリス）、サン・ジール（ベルギー）、連邦監獄（ワシントン・米）、ボルチモア（メリーランド州・米）、フィラデルフィア東部監獄（ペンシルバニア州・米）、ツーム（ニューヨーク州・米）、ペントンビル（イギリス）

文献9）は渡欧前の講演であるがこの中で紹介されたものを同様に挙げると、

ブリュッセル（ベルギー）、ルーバン（フランス）、ブレスンゼー（ドイツ）、ベゾン（フランス）、ドーバー（イギリス）、メードストーン（イギリス）、ヨーク（イギリス）、ジングシング（アメリカ）・ミルバンク・ケント（イギリス）などが触れられている。

この中で特に、フレンヌ、ラ・サンテー、サン・ジール、ワシントンの連邦監獄、フィラデルフィア東部監獄等については詳しく述べている。

資料（図-25）（明34.6.14付）は、山下から奈良県知事に宛てた手紙である。これによると、第一項に、「・・・三十五年度以降ニ係ル設計及起工ノ順序ハ其都度決定可相成答ニ候」、第三項に「本年度所属工事ニ對スル図面ハ別紙ノ通り定メラレ候」とある。即ち、改築計画は存在するものの、設計図があるのは三四年年度だけで、以後は逐時年度ごとに作成するように受け

取れる。

第一期監獄改築計画が、明治三四年着工になることを考慮すると、この時期の山下の活動は、各地との折衝・調整と第一期監獄改築計画に係る基本設計の一応の終了を意味すると考えてよいであろう。

(しかし、監獄建築設計調査のための欧米派遣が、司法省でなく奈良県によって行われたことが何を意味するのかは、今後の検討課題となった。)

山下は翌三五年四月に帰朝、同月奈良県嘱託を解かれて営繕課長に復職し、七月に奈良・福井・石川・富山・新潟・秋田・青森の各県と北海道廳、九月山形県、十一月千葉県監獄署、明治三六年五月には大阪・神戸・松山・宮崎・鹿児島・長崎・福岡・佐賀の各地裁と、大阪・神戸・松山・宮崎・鹿児島・長崎・福岡・三池・下関・岐阜の各監獄へ出張。明治三六年十二月には大臣官房営繕課長となる。

欧米視察の成果は、明治三五年の「欧米監獄建築視察談」¹⁰⁾・「欧米獄舎建築談」¹³⁾に明らかであるが、その具体的成果が進行中の第一期監獄改築計画に盛り込まれたと考えるのは容易である。即ち、この期間は奈

良・千葉・石川・長崎・鹿児島各監獄の細部実施設計と監督・調整、及び次期計画への動きとして理解できる。

【設計活動】

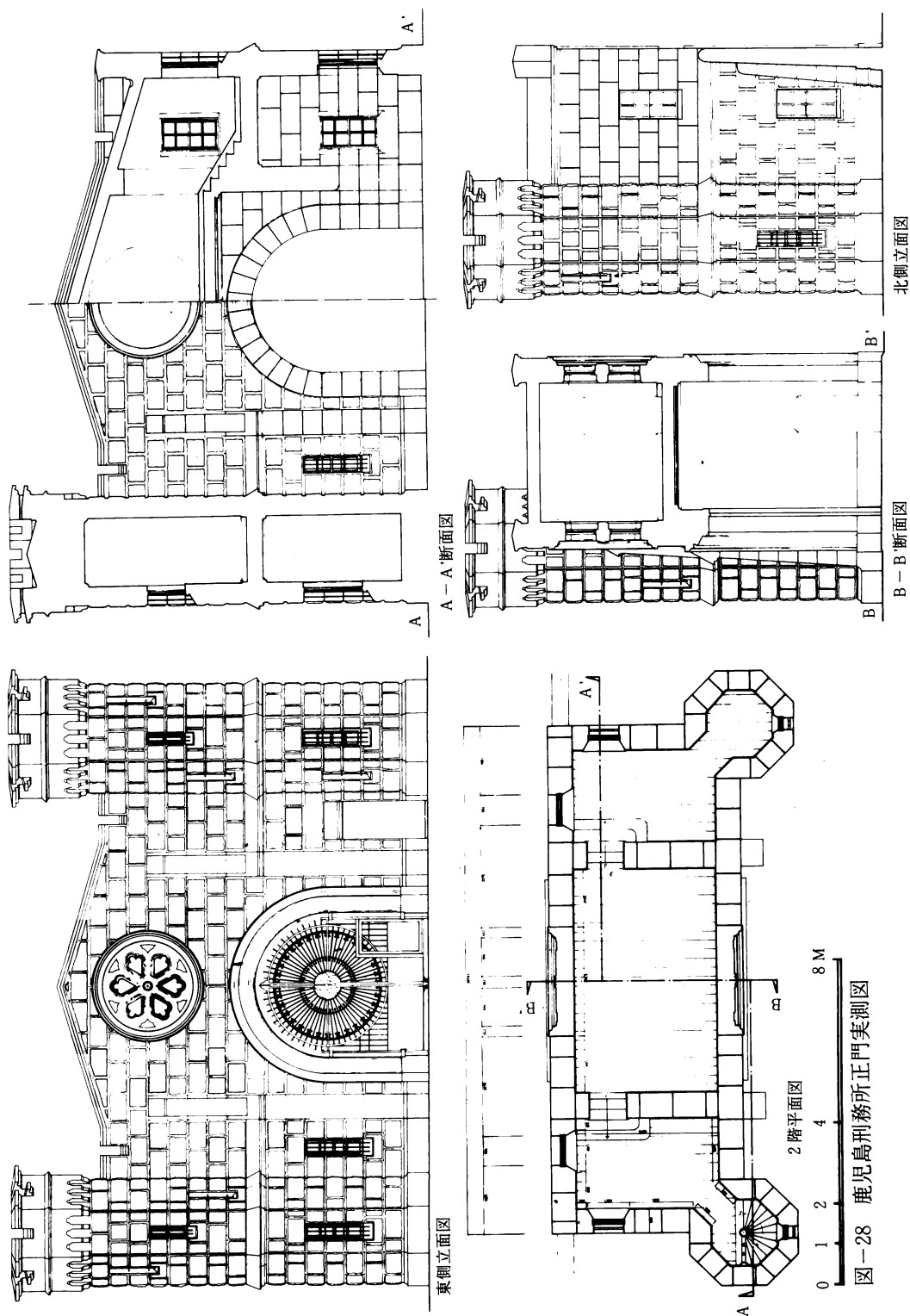
山下はこの間、明治三六年十一月農商務省の新営工事設計監督嘱託、同三九年の大蔵省の松江税務署関係新築設計事務嘱託、同年七月の統監府勤業模範場廳舎等新築工事嘱託なども手掛け、明治四一年課長心得となる。

「履歴控」の記述は、明治四二年を境に簡素となり、主として賞与と臨時収入を出所と共にしるしながら大正十四年まで続く。主な出所を記すと、司法省・衆議院・内閣・浪速銀行・長崎県廳・小笠原伯爵・長野県廳・岡山県廳・島津公爵・東京控訴院・貴族院・大阪控訴院・大蔵省・島津編輯所・日本大学・島津家磯集成館¹³⁾・法政大学・議院建築局・弁護士会などである。

明治三十二年四月奈良縣知事ノ嘱託ニ依リ同縣監獄設計ヲ立ツ六月竣工報酬トシテ金參百円ヲ贈ラル	明治三十九年七月高輪毛利邸下水工事設計ヲ嘱託セラレ九月落成金七拾五円ヲ贈ラル	三十二年鹿児島県知事ノ嘱託ニ依リ同縣監獄建築設計ヲ為シ報酬トシテ金四百五十円給与	三十六年四月埼玉県知事ノ嘱託ニ依リ赤十字	監獄設計ノ嘱託ヲ受ケ報酬金二百五十円ヲ贈ラル	明治三十一年二月千葉縣監獄設計ノ嘱託ヲ受ケ報酬金二百五十円ヲ贈ラル	明治三十三年二月千葉縣監獄設計ノ嘱託ヲ受ケ報酬金二百五十円ヲ贈ラル	明治三十九年七月高輪毛利邸下水工事設計ヲ嘱託セラレ九月落成金七拾五円ヲ贈ラル	三十二年鹿児島県知事ノ嘱託ニ依リ同縣監獄建築設計ヲ為シ報酬トシテ金四百五十円給与	三十六年四月埼玉県知事ノ嘱託ニ依リ赤十字
---	--	--	----------------------	------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	--	--	----------------------

- 一、明治三十一年二月千葉縣監獄設計ノ嘱託ヲ受ケ報酬金二百五十円ヲ贈ラル
- 一、明治三十二年四月奈良縣知事ノ嘱託ニ依リ同縣監獄設計ヲ立ツ六月竣工報酬トシテ金參百円ヲ贈ラル
- 一、明治三十九年七月高輪毛利邸下水工事設計ヲ嘱託セラレ九月落成金七拾五円ヲ贈ラル
- 三十二年鹿児島県知事ノ嘱託ニ依リ同縣監獄建築設計ヲ為シ報酬トシテ金四百五十円給与
- 三十六年四月埼玉県知事ノ嘱託ニ依リ赤十字

図-27 設計報酬記録



【設計報酬】

「履歴控」の巻末に、明治二五年の樺山子爵麴町西洋館から同四五年建築学会までの19件についての設計報酬がまとめて記録されている。このうち下記の5件は明らかに監獄の設計報酬である。(図-27)

- ①埼玉県熊谷監獄設計嘱託・明治29年・報酬四百円
- ②千葉県監獄設計嘱託・明治31年・報酬二百五十円
- ③奈良県監獄設計嘱託・明治32年・報酬三百円
- ④鹿児島県監獄設計嘱託・明治32年・報酬四百五十円
- ⑤香川県監獄設計監督・明治34年・報酬二百円

これらは、賞与や民間工事の設計報酬などと同様に記載されていることから、山下啓次郎個人の収入となつたと考えられる。このうち②③④は、第一期監獄改築計画の三監獄であり残る三箇所の記載はない。

【特 定】

山下啓次郎を鹿児島刑務所の設計者であると特定するにあたり、その論拠を整理して述べる。

1) 「履歴控」が自筆のものであることを所有者が証明しており、明治三二年に「鹿児島県監獄の設計を為し」とあること。

これにより少なくとも設計行為を行ったことは証明できる。

2) 「報酬として金四百五十円給与」とあること。

設計行為の報酬として450円を受け、これを民間から依頼された他の設計の報酬と同じく書き留めていることから、個人的な収入になったと考えられる。(明治三三年十二月の賞与が100円であることから相当の額であることがわかる。)

第一期監獄改築計画のすべての設計に組織的に関与していたとすると、長崎・石川の両監獄の記載がないのは甚だ不自然である。

即ち千葉・奈良・鹿児島の三監獄については、山下が直接設計したと考えられる。

3) 欧米視察旅行の成果が、鹿児島監獄の設計に反映されたと考えられること。

前述したように渡航は、明治三四年七月で、第一期監獄改築計画の着工直後であり、帰国は翌年四月である。鹿児島監獄では、石造の建物で最も早く完成するのが明治三六年三月の、帰国後約1年後であり、房舎のほとんどと庁舎が完成するのはさらに五年も後のことになる。資料でもわかる通り、奈良県では設計図も年次計画で作成されており、その成果を盛り込むに充分である。

また、建物のデザイン上、特に「表門」の意匠が山下自ら訪れたと述べ「よくできている。」と評したベルギーのサン・ジール監獄の門(写真18)や、ペンシルバニア・スタイルの粗形となったフィラデルフィア東部監獄(写真19)の門に類似しており、その関連性の強さを指摘できる。

4) 山下が鹿児島で生まれ満九歳まで生活していることにより、強い地縁があったこと。

5) 鹿児島に石材が豊富なことを知っており、その結果、「地元産する材料を用いる」という原則もあり、結果として鹿児島だけが石造になったと考えられること。

以上の5点をもって、設計者に特定しうると考える。

即ち、鹿児島監獄は、山下啓次郎によって設計されたと断言してよい。

【謝 辞】

この報告をまとめるにあたり、昭和50年代の初めから、鹿児島大学建築学科建築史及び意匠講座において鹿児島刑務所と石造建築物の研究に情熱を傾けた、古瀬昌夫、川辺充二、洪田幸弘、上加世田太伊作、友重浩司の各氏、就中、昭和61年5月からの実測調査において昼夜兼行の作業に従事し、卒業論文をまとめた山田真人氏と宮端晋也氏、また、作業に協力していただいた同研究室と建築学科の学生諸氏に感謝します。この報告は諸氏の協力と、蓄積がなければ成らなかったでしょう。

そして、終始暖かく見守っていただき、又自らも実測に写真撮影にご協力をいただいた小山田善次郎先生、そして早くからこの建物に注目し、常に研究対象としての貴重さを説かれた伊藤行先生、さらにこの報告をまとめるにあたり、深い理解をもって支援していただいた土田充義教授に深甚の謝意を表します。

【注】

注1) 文献1)によれば、1983年時点での石造建築棟数は180、そのうち重要なものは約半数である。

注2) 成果の公表は、学会誌への掲載と、修士論文に限られ、詳細な平面図等はこれを公表しないというものであった。

注3) 昭和61年の実測調査に要した日数は、90日、述べ人数は、310名である。

注4) 「鹿児島警察史」によると、「鹿児島監獄署」は

明治36.4「鹿児島監獄」、大正11.4「鹿児島刑務所」と改称された。

注5) 小河滋次郎(1863-1925)法学博士,明治22年来日のゼーバッハの勲陶をうけ,人道主義的な監獄改築論を推奨した。帝国大学講師をつとめ,執行猶予論,死刑廃止論などを唱え,執行猶予論は,一般に受け入れられることとなる。

注6) 元鹿児島刑務所看守長

注7) ペンシルバニア・スタイルは,フィラデルフィアの連邦東部監獄の設計者ハビランドの名をとってハビランド・スタイル,あるいはスター・システムともよばれる。

注8) 米国のオーバルン監獄で採用されたため,オーバルン方式と呼ばれる。

注9) 残された図面の中に寸法の記入されたものは少ない。

注10) 増満義孝氏(注6)による。

注11) 「建築雑誌」vol.45544号(昭6.4)には,山下啓次郎の追悼記事4ページが掲載されている。この中では山下の官歴については同様の記述がある。

注12) 父山下房親は警視庁の創設者川路良利と幼少から親しく自らも警視庁入りする。

注13) 島津家磯尚古集成館は,博物館への改修のための工事であり,内部改装と,東寄せ部分の増築工事である。この時,現場で監督にあたった関直知(技手)は,鹿児島刑務所の建設工事にも現場監督(工手)として雇用されている。

【参考文献】

1) 新版「日本近代建築総覧」(昭58)日本建築学会編・技報堂

- 2) 「鹿児島刑務所について」(昭55.2)迫田順一,伊藤行・日本建築学会九州支部研究報告 第25号 鹿児島大学修士論文「鹿児島刑務所に関する研究」迫田順一(昭55.3)
- 3) 「日本刑政史」(昭39.6)瀧川政治郎・青蛙書房
- 4) 「刑務所建築の変遷」朝倉京一・「行刑の現代的視点」大塚・平松編・有斐閣
- 5) 「矯正の赤煉瓦建築」山田喜一・「刑政」八九巻七号(昭53)
- 6) 「獄制論一斑」小河滋次郎・監獄協会雑誌 第10巻110-114号・(明30)
- 7) 「監獄建築改良案」下田菊太郎・建築雑誌 第3輯28号(明22.7)
- 8) 「巢鴨監獄新築説明書」妻木頼黄・建築雑誌第10輯第112号
- 9) 「獄舎改良の策如何」山下啓次郎・建築雑誌第91号(明27.7)
- 10) 「欧米監獄建築視察談」山下啓次郎・建築雑誌第187号(明35.7)
- 11) 「建築雑誌」日本建築学会・明治20年創刊
- 12) 「監獄建築に就きて」妻木頼黄・大日本監獄協会雑誌第7巻上第68号(明27.2)
- 13) 「欧米獄舎建築談」山下啓次郎・監獄協会雑誌第15巻第7号(明35)
- 14) 「建築譜-明治大正昭和3刑務所」堀勇良・「自然」(昭54.6)
- 15) 「公共建築の歴史(3)司法建築のあしあと(下)」三輪甫「公共建築」VOL.18 74号(昭53)
- 16) 山下房親墓碑文による。
- 17) 山下啓次郎墓碑文
- 18) 「大日本人名辞書(第4巻)補遺二」(昭49)講談社